

消費税の軽減税率制度が実施されます！



軽減税率制度ってなに？

実施時期はいつなの？

平成31年（2019年）10月1日
（消費税率引上げと同時）

税率はどうなるの？

標準税率 10%（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）
軽減税率 8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）

軽減税率の対象品目は何？

○酒類・外食を除く飲食料品
○週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

事業者の方の必要な対応事例

スーパー△△
軽減税率対象品目の売上げ・仕入れ（経費）の両方がある課税事業者
例）飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等）

△△会社
軽減税率対象品目の仕入れ（経費）のみある課税事業者
例）会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等

【必要な対応】

① 複数税率に対応した請求書等（区分記載請求書等）の交付
※ 必要に応じ、複数税率に対応したレジ等を導入・改修（軽減税率対策補助金制度あり）

② 売上げや仕入れを税率ごとに区分して経理（区分経理）
③ 区分経理に基づき、申告時に税額計算



区分経理による請求書等の記載

これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の発行や記帳などの経理（区分経理）が必要です。

請求書

（株）〇〇御中

××年11月2日

割り箸 550円
牛肉 ※① 5,400円
.....
合計 43,600円

(10%対象 22,000円)
(8%対象 21,600円) ②

※は軽減税率対象品目 ① (株)△△

総勘定元帳（売上げ） (株)△△

| 月 | 日 | 摘要 | 借方 | 貸方 |
|----|---|--------------|----|--------|
| 11 | 2 | (株)〇〇 雑貨 | | 22,000 |
| 11 | 2 | (株)〇〇 食料品 ※① | | 21,600 |

※は軽減税率対象品目 ①

総勘定元帳（仕入れ） (株)〇〇 ③

| 月 | 日 | 摘要 | 税区分 | 借方 | 貸方 |
|----|---|-----------|-----|--------|----|
| 11 | 2 | (株)△△ 雑貨 | 10% | 22,000 | |
| 11 | 2 | (株)△△ 食料品 | 8% | 21,600 | |

- ① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載し、「※は軽減税率対象品目」などと表示
- ② 税率（10%、8%）ごとに合計した税込対価の額を記載
- ③ 帳簿は税区分欄を設け「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も可

軽減税率制度・軽減税率対策補助金に関するお問合せ

- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

消費税軽減税率制度



専用ダイヤル 0570-030-456【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

- 軽減税率対策補助金に関する最新の情報は、「軽減税率対策補助金事務局」のホームページ(www.kzt-hojo.jp)をご覧ください。
- 軽減税率対策補助金に関するご相談は、以下で受け付けております。

専用ダイヤル 0570-081-222【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）